

平成20年度

# 市町村公営企業年報

(平成19年度公営企業決算概要)

平成21年3月

#### 平成19年度 市町村公営企業の団体別設置状況

(平成20年3月31日現在)

団体名		横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	相模原市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	南 足 柄	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原	愛川	清川村
事業名	(施設数)	市	市	賀市	市	市	市	原市	崎市	市	原市	市	市	市	市	原市	名市	市	柄市	市	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	原町	町	村
1 水道事業	17(17)																																	
2 工業用水道事業	2 (2)																																	
3																					-													
交通 (1)自動車運送事業	2(2)										~																							
事業 (2)都市高速鉄道事業	2(2)																																	
4 電気事業	1(1)																																	
5 病院事業	10 (15)	(3)	(3)	(2)																														
6 簡易水道事業	3(3)	,		, in the second																														
7 下水道事業	4(4) 32(32)				2						2																					2		
8 港湾整備事業	3(3)																																	
9 市場事業	6(10)	(2)	(2)					(2)				(2)																						
10 と畜場事業	1 (1)		, ,									, ,																						
11 観光施設事業	1 (1) 4 (5)							(2)					-															•						
12 (1)臨海土地造成事業 宅地造	2 (6)	(4)		(2)																								•						
成事業 (2)その他造成事業	2 (4)	(2)					(2)																											
13 駐車場整備事業	5(14)	(6)					,				(5)																							
14 介護サービス事業	3 (3)	,,,,									-								2													T	T	
∶法 適 用	40 (49)	7 (12)	-	4 (6)	1		2	2	1			2	1	1	1			1	1						1	1	1	1	1	1	1	2	1	
∶非法適用	60 (76)	7 (14)	4	1	3	1	3 (4)	3 (5)	1	1	4 (8)	2 (3)	1	2	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	2
計	100 (125)	14			4	1	5 (6)	5 (7)	2	1	4 (8)	4	2	3	2	2	1	2	4	1	1	1	1	1	2	2	3	2	2	3	2	4	2	2

- (注) 1. 交通事業のうち軌道事業と船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。
  - 2. 法適用企業 : 地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)
  - 3. 法非適用企業:地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、 法適用企業を除いたもの。
  - 4. 施設数 :病院・市場・観光・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業 = 1施設としている。)
  - 5. 下水道事業 :平塚市・相模原市は公共下水道と農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。
  - 6. 観光施設事業:横浜市は墓園、川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。
  - 7. 介護サービス事業:川崎市は介護老人保健施設、南足柄市は老人デイサービスセンターと指定訪問看護ステーション。

#### 市町村公営企業の概要 第1編 第2編 主な事業の経営状況 1 事業数 1 水道事業 2 職員数 (1)事業概要 21 3 決算規模 (2)経営状況 .... 22 (3)他会計繰入金の状況 4 全体の経営状況 23 5 料金収入 2 下水道事業 (1)事業概要 6 企業債 24 (1)企業債発行額 (2)法適用企業の経営状況 25 (2)企業債元利償還金 (3)法非適用企業の経営状況 26 (3)企業債現在高 (4)経費と財源 27 7 他会計繰入金 (5)使用料の状況 ..... 27 8 建設投資及びその財源 (6)他会計繰入金の状況 28 (1)建設投資 3 病院事業 (2)財源 (1)事業概要 ..... 29 9 法適用企業の経営状況 (2)経営状況 30 (1)損益収支 (3)診療収入 .... 31 (2)累積欠損金 (4)経費 ... 31 (3)不良債務 (5)他会計繰入金の状況 32 (4)資本収支 4 交通事業 10 法非適用企業の経営状況 (1)事業概要 (1)実質収支 (2)経営状況 .... 34 (2)収益的収支及び資本的収支 (3)料金収入と職員給与費

## 第3編 決算資料

1	法適用企業の経営状況	
	(1)損益収支の状況	35
	(2)資本収支の状況	38
2	法非適用企業の経営状況	41
3	他会計繰入金の状況	45
4	企業債現在高の状況	
	(1)事業別現在高	46
	(2)利率別現在高	47
	(3)団体別現在高	48
5	法適用企業の経営分析	
	(1)事業別貸借対照表	51
	(2)経営分析	53
	(3)決算規模	54
	(4)水道事業の状況	55
	(5)病院事業の状況	56
	(6)下水道事業の状況	57

6	決算状況(法適用企業)	
	(1)水道事業	 58
	(2)工業用水道事業	 63
	(3)交通事業	 65
	(4)病院事業	 67
	(5)下水道事業	 72
	(6)観光施設事業	 74
	(7)宅地造成事業	 76
7	決算状況(法非適用企業)	
	(1)簡易水道事業	 78
	(2)電気事業	 79
	(3)下水道事業	 80
	(4)港湾整備事業	 86
	(5)市場事業	 87
	(6)と畜場事業	 89
	(7)観光施設事業	 90
	(8)宅地造成事業	 91
	(9)駐車場整備事業	 92
	(10)介護サービス事業	 94

<sup>(</sup>注)各項目の数値は原則として表示単位未満で四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。 また、増減率等の比率は、原則として千円単位で算出したものです。

#### 主な用語の説明

法適用企業 地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえ

る発生主義による企業会計方式で経理を行う企業

法非適用企業 地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でと

らえる現金主義による官公庁方式を用い、かつ、特別会計方

式で経理を行う企業

収益的収支 地方公営企業の経営活動に伴う一事業年度の収益とそれに対

応する費用。通常、企業の黒字・赤字の判定は収益的収支の

状況により判定する。

資本的収支 地方公営企業の将来の活動に備えて行う建設改良のように支

出の効果が数事業年度にわたる収支

決算規模 普通会計の歳出総額に相当する額

法適用企業 = 経常費用 - 減価償却費 + 資本的支出

法非谪用企業

= 総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

純損益 ・実質収支 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非 適企業にあっては実質収支による。なお、収支が0の場 合は黒字としている。

純損益=総収益(=営業収益+営業外収益+特別利益)

- 総費用(営業費用+営業外費用+特別損失)

実質収支

= (総収益 - 総費用)

+ (資本的収入 - 資本的支出)

- 積立金 + 前年度からの繰越金

- 前年度繰上充用金 + 収益的支出に充てた地方債

+ 収益的支出に充てた他会計借入金

基準内繰入金

地方公営企業法第17条の2及び「平成19年度の地方公営企業 繰出金について」(平成19年4月20日付総務省自治財政局長通 知)に基づいて算定されたものであり、下水道事業における 雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営 に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般 会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入 金という。 建設投資額

資本的支出の建設改良費をいう。

累積欠捐金

法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越 利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんが出来 かった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをい

う。

不良債務

法適用企業で、貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を差しません。

し引いた額)を超える額をいう。

内部資金

収益的収入及び支出における経営活動の結果予定される利益 及び費用中に計上されている減価償却費等現金支出を伴わな い支出によって企業内に留保される自己資金をいう。

公的資金補償 金免除繰上償 過去に高金利で借り入れた地方債の利子負担の軽減を図るため、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、補償金(将来の支払利息相当額)を免除した繰上償還を認める制度をいう。(地方財政法第33条の9)

なお、この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り 込んだ財政健全化計画等を策定し、総務大臣の承認を受ける 必要がある。

経常収支比率

<u>経常収益</u> × 100 経堂費用

経常費用(営業費用+営業外費用)と経常収益(営業収益+営業外収益)との割合で、収益的収支の経営状況を分析する指標として用いられ、法適用企業の場合、100%以上が黒字、100%未満は赤字を示す。

総収支比率

<u>総収益</u> × 100

総費用と総収益との割合で、収益的収支の経営状況を分析する指標として用いられ、法非適用企業の場合、100%以上が 黒字、100%未満は赤字を示す。

#### 公債費比率

#### <u>地方債元利償還金</u> × 100 料金収入

地方債元利償還金を料金収入でまかなっている割合で、比率が高いほど公債費の負担が大きいことを示す。

#### 固定資産構成 比率

— × 100

総資産中固定資産(企業内に長期的に滞留させ短期間に回収されない資産)がどのくらいの割合かを示す指標で、この比率が高いほど現金預金等の流動資産が少ないことを示す。

#### 流動比率

<u>流動資産</u> 流動負債 × 100

流動負債に対する流動資産の割合を示す指標で、この比率が 高いほど短期債務の支払いに必要な資産をもっていることに なる。

#### 酸性試験比率

<u>現金預金 + 未収金</u> × 100 流動負債

流動比率の補助比率であり、流動負債に対する当座資産(現金預金+未収金)の割合を示すものであり、この比率が高いほど運転資金が豊富で、支払能力があることを示す。

## 固定比率

固定資産がどの程度自己資本(自己資本金+剰余金)で調達されているかを示すもので、この比率が高いほど資本投資のための財源として企業債に依存する度合いが強いといえる。

## 固定資産対長 期資本比率

固定資産がどのような財源で構成されているか、また、財政 の流動性があるかどうかを判定する指標である。

#### 自己資本構成 比率

<u>目己資本金+剰余金</u> ×100 負債・資本合計

総資本に対する自己資本の比率を示し、財政状態を長期的に 分析する指標の一つである。

#### 固定負債構成 比率

総資本に対する固定負債(貸借対照日の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来しない債務)と借入資本金との割合であり、事業体の他人資本依存度を見る指標である。